

# 一般競争入札による県有財産売却の流れ

下市住宅跡地

## ①入札の公告

【公告日】令和3年1月21日(木)

- ① 入札の公告
- (ア) 入札参加申込の受付開始
- (イ) 県ホームページ、新聞広告等による広報

## ②入札参加申込の受付

【受付期間】  
令和3年1月21日(木)から  
令和3年2月18日(木)まで  
※郵便(簡易書留)であっても期限必着

- ② 入札参加申込み
- (ア) 提出書類
  - ・「一般競争入札参加申込書」
  - ・「誓約書」
  - ・ 法人の場合は「役員等一覧」
  - ・ 共同購入の場合は「代表者選任届」
- (イ) 提出先: 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号  
大分県総務部県有財産経営室
- (ウ) 持参又は郵送(一般書留又は簡易書留)で提出してください。

## ③入札参加資格の審査

- ③ 入札参加資格の審査
- (ア) 受付した申込書は警察本部へ入札参加資格を照会します。

## ④入 札

【日時】令和3年2月25日(木)午前10時00分～  
〔受付:午前9時50分～午前10時00分〕  
【場所】大分県庁舎本館4階 41会議室  
〔受付:同会議室〕

- ④ 入 札
- (ア) 提出書類等
  - ・「入札書」
  - ・ 代理人が入札に参加する場合「委任状」
- (イ) 入札保証金(見積額の100分の5以上)  
入札保証金は、契約保証金の一部に充当できます。

## ⑤契 約

【落札決定通知日から7日以内に契約書等提出】

- ⑤ 契 約
- (ア) 県有財産売買契約書の提出
  - ・ 落札決定通知日から7日以内に契約書及び契約に必要な収入印紙を提出してください。
- (イ) 契約保証金(契約額の100分の10以上)
  - ・ 契約書提出の際に納めていただきます。
  - ・ 契約保証金は、売買代金の一部に充当できます。

## ⑥売買代金の支払い

【指定された納期限(原則として、納入通知書発行の日から15日以内)までに納入】

- ⑥ 売買代金の支払い
- (ア) 売買代金
  - ・ 契約保証金を充当した差額を請求します。
- (イ) 納期限
  - ・ 指定された納期限(原則として、納入通知書発行の日から15日以内)までに納入してください。

## ⑦所有権の移転登記

- ⑦ 所有権の移転登記
- (ア) 登記手続き
  - ・ 手続きは県が行います。
- (イ) 手続きに必要な費用
  - ・ 登録免許税等の費用は購入者の負担となります。